

令和7年度

第22回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和7年4月10日（木曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	和歌山市農業委員会事務処務規定の一部を改正する規定について
議案第1号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第2号	相続税の納税猶予に関する適格者証明書願について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農用地利用集積計画について
議案第6号	非農地通知について
議案第7号	「令和7年度最適化活動の目標の設定等」について

出席委員（19名）

1 番 井口 健

2 番 中村 弘

3 番 吉中 雅三

4 番 曾根 光彦

5 番 小方 保寛

6 番 井上 直樹

7 番 谷河 績

8 番 藪 利昭

9 番 小栗 誠二
10 番 森 博克
11 番 笠野 喜久雄
12 番 山本 茂樹
13 番 丸山 勝
14 番 高倉 理行
15 番 堀 良子
16 番 湯川 徳弘
17 番 貴志 年伸
18 番 藤井 友彦
19 番 岩橋 章博

出席職員

農業委員会事務局

局 長 中村 佳照
副 課 長 藤田 誠一
班 長 中居 一樹
企 画 員 西森 和子
企 画 員 森元 美沙
技 術 主 査 田中 久美子

13時00分 開会

◆中村局長 谷河会長よりしくお願いします。

◆会長（谷河 續） ただいまより、第2回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中19名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る3月28日、曽根委員、藤井委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よりしく願います。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、笠野委員、山本委員に願います。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、8件ありました。

すべて相続による所有権の取得です。

本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。

また、市外に在住の方が相続された件について補足いたします。

No. 7は住所が・・・ですが、同じ相続人である兄妹が耕作することと、・・・の農地については、P19の議案第4号農地法第5条第1項の規程による許可申請に対する意見についてのNo. 3と関連しております。

以上です。

◆会長（谷河 續） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名義変更が1件ありました。

なお、P6の報告事項 農地法第18条第6項の規程による通知についてのNo. 2と関連しております。

以上です。

◆会長（谷河 續） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で2件ありました。

なお、No. 2については、P5の報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更についてのNo. 1と関連しております。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について、説明いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設の届出が1件ありました。

内訳は、農業用倉庫及び作業場1件です。
以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化区域

内の農地転用の届出で2件ありました。

3月10日付で受理通知書を交付しています。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で9件ありました。

3月10日付、3月19日付、3月31日付で受理通知書を交付しています。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 和歌山市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する規程について、説明いたします。

◆中居班長 番外 説明いたします。

本件は、令和7年4月1日付けで、和歌山市職員給与条例及び和歌山市文書取扱規程の規定が改正されること並びに令和7年3月31日付けで利用権設定等促進事業による農地の貸借が終了することに伴い、和歌山市農業委員会事務局処務規定の改正を行うものです。

改正内容は、議案書のとおりです。

改正のポイントについてご説明します。

1点目は、職員の職の改正となり、副主査が廃止されます。

2点目は、文書の収受及び管理方法の変更で、これまで文書整理簿を用いて紙ベースで受付していたものを、申請・届出事務等の窓口業務を除き、今後は文書管理システムを用い電子情報により受付します。

3点目は、令和7年4月1日付けで、農地の貸借制度が改正されたことに伴い、農用地利用等促進計画の契約書作成事務を農業委員会が行うため、所管事務に農地中間管理事業の推進に関する法律に関することを追加します。

令和7年3月28日会長専決、4月1日施行しております。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

続けて議案の審査に移ります。

議案第1号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

議案に同封している対象農地の写真をご覧ください。

本件は和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要がある、借り手から証明願が2件ありました。

対象農地の面積は、田が3, 100平方メートル、畑が789平方メートル、合計面積が3, 889平方メートルです。

遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。

なお、No. 1については、令和7年1月14日付けで利用権設定済み、No. 2については、P23の議案第5号農用地利用集積等促進計画についてのNo. 7と関連しております。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、提案いたします。

◆中居班長 番外 説明いたします。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請が2件あったものです。

相続人から、耕作を継続する旨の誓約書が添付されております。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆中居班長 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で7件ありました。

これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得し

ようとする者は、全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、不許可条件である農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。

なお、No. 2、No. 4、No. 5、No. 7は市街化区域です。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号を可決と決定しました。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は・・・を営む法人で、以前より大型車が進入できる駐車場と資材置場を探していたことから、事務所からも近く、全面道路の幅員も広い当該申請地を露天駐車場と資材置場として転用申請するものです。

なお、令和7年2月27日付けで農用地区域を除外しております。

No. 2 申請地は、・・・に位置し、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ概ね500m以内に2つ以上の教育施

設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設があるため第3種農地に該当します。

申請人は、申請地の隣接地で・・・を営む法人で、従業員及び来客用の駐車場が不足してきたことから、当該申請地を露天駐車場として転用申請するものです。

No. 3 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は、・・・を行う法人で、申請地南側に隣接する既存の資材置場が手狭となってきたことから、当該申請地を露天資材置場として転用申請するものです。

なお、P4の報告事項、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてのNo. 7と関連です。

No. 4 申請地は、・・・に位置し、おおむね500m以内に市の支所があるため第2種農地に該当します。

申請人は、・・・を営む法人で、近隣の商店等に貸し出すため、当該申請地を貸露天駐車場と看板用地に転用申請するものです。

No. 5 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は、・・・を営む法人で、和歌山市内においても同事業を行うため、以前より作業ができる土地を探していたことから、和歌山南インターチェンジに近く利便性のよい当該申請地を作業場と露天資材置場に転用申請するものです。

なお、賃借権の設定です。また、令和7年2月27日付けで農用地区域を除外して

おり、除外の際にも申請地西側の隣接農地所有者の同意は得られていませんでしたが、現状も変わらず、登記簿記載の所有者はすでに亡くなり、所有者の妻も財産放棄をしているとのことで同意は得られておりません。

申請者からは申請地と農地との間にフェンスやU字溝を設け隣接農地への被害防除措置を講じると確認しております。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われます。なお、No. 1からNo. 5につきましては、国通知の資材置場等の取扱いに基づき、工事完了後3年間は、事業の実施状況について報告する旨を、許可条件へ付与することが相当と思われます。

なお、No. 3については現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） No. 3について、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので藤井委員さん報告願います。

◆18番（藤井 友彦） 3月28日に曾根委員、事務局及び私で現地調査を行い、引き続き・・・から事情聴取を行いました。

申請者は・・・を営む会社で、・・・に事務所を有しています。

申請地は現在雑草が生い茂る休耕地となっています。

申請地の東側は既存水路と、南側は申請者の既存資材置場と、北側及び西側は他の地権者所有地と、それぞれ隣接しています。

これまで申請者は工事用車両（3t半4台）・従業員車両駐車場及び資材置場として既存資材置場（約600㎡）を使用してきましたが、既存資材置場だけでは手狭と

なったので新たな資材置場の確保を検討していたところ、既存資材置場の北側に隣接する申請地の所有者である譲渡人が、今後農地として管理することが困難であるため申請地の処分を検討しているとのことで、今般本申請をするに至りました。

現在の計画では、境界に擁壁は設置せず、申請地に盛り土、碎石を敷設しますが、境界線から後退して法面仕上を行うため、隣接地には影響が出ないようにするとのことです。

また雨水の排水は既存水路に流すことになっており、土地改良区及び近隣地権者の同意も既に取得しています。

現地調査及び事情聴取の結果は以上のとおりですので、各委員の慎重なご審議をお願いします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第4号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。議案第5号 農用地利用集積等促進計画に対する意見について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

新規設定における農地所在地図を議案と共に配布しておりますのであわせてご覧ください。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく貸借の設定で、新規の契約が14件ありました。

使用貸借権が10件、賃貸借権が4件の設定で、貸借期間は議案書のとおりです。

面積は、田が37,154㎡、畑が2,

108㎡、合計面積が39,262㎡です。

なお、No. 7は岩橋農業委員および栗本推進委員によるあっせんで貸借が成立したものです。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。議案第6号 非農地通知について、提案いたします。

◆中居班長 番外、説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。東山東地区明王寺で（30件、76筆）を且来推進委員とともに現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書9件の提出がありました。

面積は田が3筆、492㎡、畑が10筆、13,823㎡、合計14,315㎡です。

議案書番号1～9について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われます。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので可決と決定しました。

議案第7号 「令和7年度最適化活動の目標の設定等」について、提案いたします。

◆中居班長 番外 説明いたします。

番外、説明いたします。

議案書に同封の別紙をご覧ください。

本件について、農業委員会は、毎年、前年度の活動の点検・評価及び当該年度の活動目標の設定を行い、当該年度の目標は、4月末まで、前年度の活動の点検・評価については6月末までに公表することとなっています。

令和7年度の活動目標についてご説明いたします。

まず、P1は、本市の農業の概要、農業委員の人数等を記載しています。

P2は、上段が担い手への農地の集積について記載しています。

農地の集積目標として、②目標の表中段に記載していますとおり、令和7年度の目標を15haとしています。

担い手への集積活動により利用権設定面積の拡大、また、農地の貸借制度について積極的なPR活動に努めます。

下段は、遊休農地について記載しています。

②. 目標の ア. 既存遊休農地の解消の緑区分の遊休農地の解消面積を2.6haとしています。

7月から8月に実施する農地パトロール、また随時の現地調査を行い、2.6haの

遊休農地解消を目指します。

それでは、ないようでございますので第

イ. 新規発生遊休農地の解消については、令和6年度に発生した遊休農地のうち緑区分の遊休農地を記入しております。

22回総会を閉会いたします。

P3は、上段が、新規参入の促進について記載しており、②目標の表の下段に記載しています、新規参入者へ貸付可能な農地の面積の目標を4.3haとしています。

13時30分 閉会

これは、農業委員会の過去の権利移動の実績の約1割に該当する面積としています。

ここまでは、最適化活動の成果目標で、下段は、最適化活動の活動目標について記載しております。

農業委員・推進委員が最適化活動を行う日数目標いわゆる活動記録簿に記載する日数について、月平均10日としています。

また、活動強化月間の活動目標として、令和8年1月～3月を農地利用意向調査の期間とし、新規参入相談会への参加目標として、年1回、農業委員または推進委員が相談会等へ出席することを目標としています。

なお、本件のこの別紙については、本総会承認後、市役所のホームページにて公表を行います。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第7号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号は可決と決定しました。

議案は以上となります。

◆会長（谷河 績） その他、何かございませんか。

（なし、との声）